

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）

一 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百七十七・五とすることとした。
二 期末手当について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の百七十五とすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年四月一日から施行することとした。

四 一については、令和七年十二月一日から適用することとした。

● **徳島県振り込み詐欺等の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）

一 題名を「徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例」に改めることとした。

二 特殊詐欺等の定義を定めるとともに、被害防止に取り組む事業者の範囲を拡大することとした。

三 事業者の役割について所要の改正を行うとともに、青少年の育成に携わる者の役割を定めることとした。

四 特殊詐欺等に関連すると疑われる施設に係る情報、特殊詐欺等の実行者を募集していると思われるインターネット上の情報等入手した場合の県民及び事業者の通報義務を定めることとした。

五 特殊詐欺等の被害防止に関する留意事項を定めることとした。

六 この条例は、公布の日から施行することとした。